

華中における葬礼：“穿壽衣”、“買水”、“淨面”をめぐるめぐって

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2017-10-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/2297/12334

華中における葬礼

- “穿壽衣”、“買水”、“淨面” をめぐって -

山本恭子

[キーワード] 葬礼、地方志、民俗地図、壽衣、買水、淨面

1. はじめに

葬礼は、人が一生を終え、家族、親族、友人、知人らによって行なわれる儀式であり、臨終を看取り、遺体の処置をし、納棺し、棺を安置し、告別の式を執り行った後、墓地に埋葬するまでの一連の儀礼をいう。漢族社会においては、伝統的に葬礼を通過することによって、人は社会の一員から離脱すると見なされ、残された子孫にとっては孝養を表わす絶好の機会と考えられていた。

古代の葬礼については、『儀禮』士喪禮、及び『禮記』喪大記に詳しい。近世における士大夫の葬礼に大きな影響を与えたのは、南宋・朱熹の著とされる『家禮』喪禮である。士大夫の儀礼が『家禮』に基づいて行われるようになったことについて、小島毅 1996(p. 55)は、朱熹の死後『家禮』が出版された後、すぐに習俗が変化したわけではなく、明・丘濬の『家礼儀節』の登場がその転換点であったと指摘している。丘濬は『家禮』の規定する儀式のマニュアル化を進め、清代までに士大夫を自称する者が『家禮』に違反することが憚られるようになっていったという。清代地方志を見ても、「『家禮』に遵う」という記述が多い。例えば、「喪礼、士大夫は『家禮』に遵じて行う」（『六安州志』乾隆 16 年刻本）、「喪の初め、入棺、棺衾は『家禮』のとおりにする」（『阜陽縣志』乾隆 20 年刻本）等。

1

¹ 『六安州志』：中国方志叢書・華中地方・第 616 号，p. 476。『阜陽縣志』：中国方志叢書・華中地方・第 649 号，p. 75。

しかし葬儀の中で行なわれる様々な儀式は、その伝承過程において、さまざまな地域的、時代的バリエーションが生み出されたと考えられる。清代地方志でも、例えば、『武進縣志』（乾隆 30 年刻本）には、「文公『家禮』によって行われるものは十のうちわずかに二、三のみである」と記され、民間では葬礼が変化していることが窺われる。² 『『家禮』に遵う』のような記載が地方志にあったとしても、そのまま鵜呑みにすることはできない。『家禮』の規範が重視されたため、民間にこれと異なる葬礼形態が存在しても取り上げられなかった可能性があるからである。

本稿では、葬礼で行なわれる様々な儀式のうち、遺体を清め、死装束を着せる儀式を取り上げる。まず朱熹『家禮』喪禮の当該箇所を引用する。

3

執事者設幃及牀、遷尸、掘坎。陳襲衣、沐浴、飯含之具。乃沐浴、襲、徙尸牀置堂中間。

（儀式を行なう人は帷と寝台を設け、遺体を遷し、穴を掘る。死者に着せる衣、“沐浴”、“飯含”の道具を並べる。そうして沐浴させ、衣服を着せ、遺体を寝台にうつし、正室の中心に置く。）⁴

丘濬『家禮儀節』は、この中の“沐浴”と“襲”についてさらに詳細な手続きを述べているが、いずれにせよこの二つは葬儀にとって必要不可欠なワンセットの儀式であった。ところが、後に民間では儀式の手順、形態に変化が生じたとみられる。ここで取り上げるのは次の三つの風習である。

- 1) “沐浴”と“襲”をすでに臨終前に取り行なう風習。なお、“襲”は、現代では“穿壽衣”と呼ばれる。
- 2) “沐浴”に関連して“買水”と呼ばれる儀式を行なう風習。
- 3) “沐浴”に関連して“浄面”と呼ばれる儀式を行なう風習。

² 『武進縣志』：中国科学院図書館選編『稀見中国地方志彙刊第 12 冊』1992 中国書店，p. 301。

³ 景印文淵閣四庫全書 經部禮類 第 142 冊，pp. 548 - 549。

⁴ “飯含”は死者の口に米を入れる儀式。

華中における葬礼

以下本稿では、まずこれらについてやや詳細な紹介をする。依拠資料は主に当代地方志である。次に得られた情報を地図化し、それぞれの風習について地理的な分布を観察する。そして最後に 1949 年以前に刊行された旧志を参照しつつ、現時点での若干の解釈を述べる。この研究手法は、Willem A. Grootaers によって提案された“民俗地理学”(folklore geography)と呼ばれるもので、民俗の地理的分布から民俗の歴史的変容の過程を推定していくものである(Grootaers et al. 1951)。無論、本来の“民俗地理学”にはフィールドワークが不可欠であるが、広域的な調査はもとより不可能である上、現代中国では旧時の風習が失われた地方が多いとみられる。近い将来における実地調査も考慮しながら、現在は地方志によって得られた情報に頼って作業を進めている。

対象とした当代地方志は、安徽、河南、湖北、江蘇、江西、山東、浙江の七省である。対象地点は(表 1)、及び(地図 1)に示した安徽 49 地点、河南 60 地点、湖北 39 地点、江蘇 41 地点、江西 43 地点、山東 52 地点、浙江 45 地点、合計 329 地点である。

葬礼は、中華人民共和国成立前後から簡素化が提唱され、伝統的な儀式の多くが失われつつあるようである。そのため当代地方志については、簡素化が提唱される以前、「清代」、「民国期」、「旧時」、「解放前」、「建国以前」に行われていた民俗とされた部分からデータを採録した。また、葬礼は、それぞれの家の社会的、経済的事情により、儀式の行われ方が異なるが、本稿は民俗の地域差を重視するため、それらは考慮しない。また、乳幼児や未婚の青年の死亡時、変死など特殊な事情による儀式は取り上げず、成人、老人の病死に伴う葬儀の過程について見ていくこととする。

地図は、『中華人民共和國分省地圖集』の当該地域と対象地点をトレースしたものを縮小し、スキャナーでコンピューターに取り込んだ。また対象地点のデータを表す記号(スタンプ)は、「Jww cad Windows版Version 5.02a」によって打点した。⁵

⁵ 地図の破線部分は淮河の旧河道を示す(『中国歴史地圖集 第七冊 元明時期』地図出版社, 1982 による)。

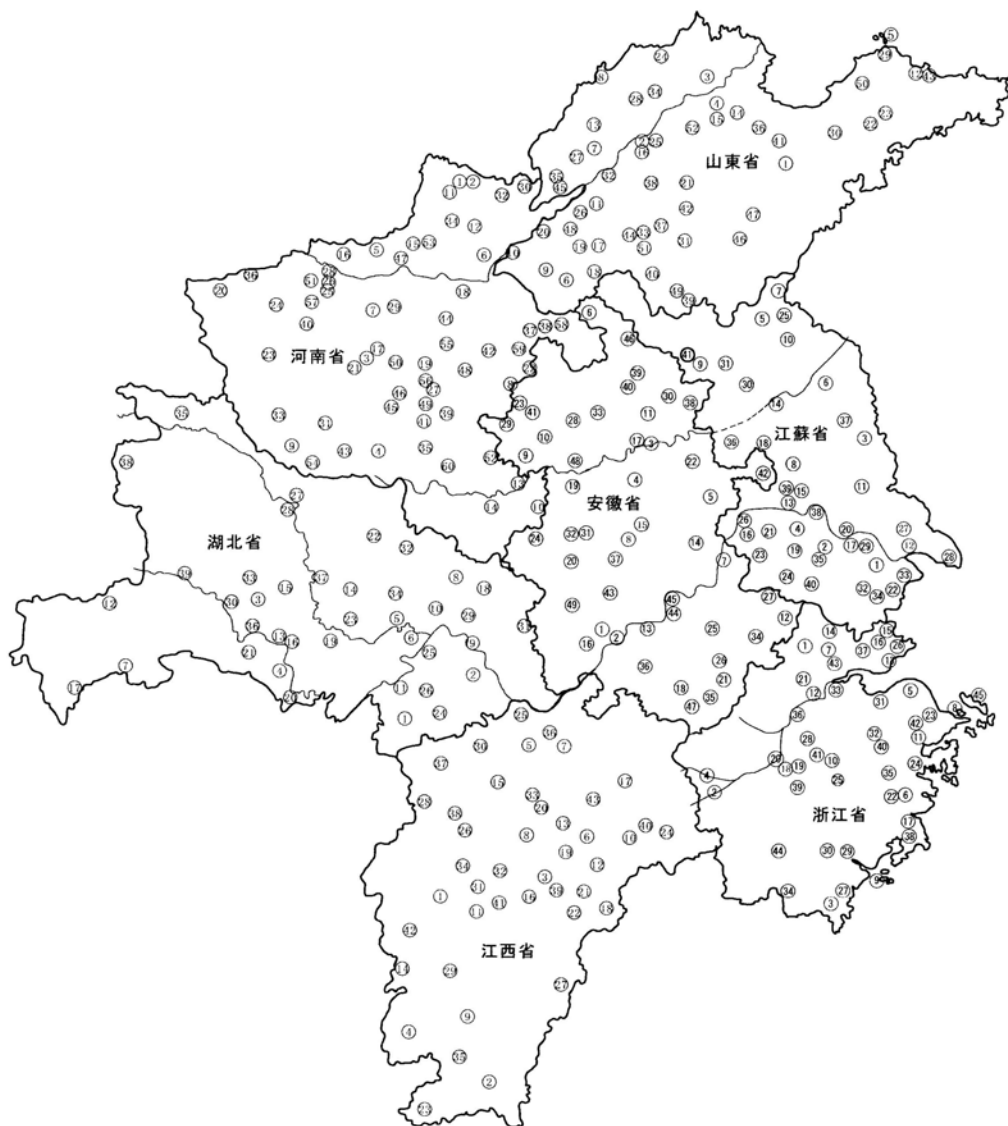
(表 1) 対象地点一覽

安徽省											
1	安慶地區	2	安慶市	3	蚌埠市	4	長豐縣	5	滁縣地	6	碭山縣
7	當塗地區	8	肥西縣	9	阜南縣	10	阜陽市	11	固鎮縣	12	廣德縣
13	貴池縣	14	含山縣	15	合肥市	16	懷寧縣	17	懷遠縣	18	徽州地區
19	霍邱縣	20	霍山縣	21	績溪縣	22	嘉山縣	23	界首縣	24	金寨縣
25	涇縣	26	旌德縣	27	郎溪縣	28	利辛縣	29	臨泉縣	30	靈璧縣
31	六安市	32	六安縣	33	蒙城縣	34	寧國縣	35	歙縣	36	石台縣
37	舒城縣	38	泗縣	39	宿縣地區	40	宿州市	41	太和縣	42	天長縣
43	桐城縣	44	銅陵市	45	銅陵縣	46	肅縣	47	休寧縣	48	潁上縣
49	岳西縣										
河南省											
1	安陽市文峰	2	安陽縣	3	寶豐縣	4	泌陽縣	5	博愛縣	6	長垣縣
7	大冶鎮	8	鄆城縣	9	鄧州市	10	固始縣	11	鶴壁市	12	滑縣
13	淮濱縣	14	潢川縣	15	獲嘉縣	16	濟源縣	17	郟縣	18	開封縣
19	臨潁縣	20	靈寶縣	21	魯山縣	22	鹿邑縣	23	欒川縣	24	洛寧縣
25	洛陽市	26	洛陽市郊區	27	漯河市	28	孟津縣	29	密縣	30	南樂縣
31	南陽地區	32	內黃縣	33	內鄉縣	34	淇縣志	35	确山縣	36	陝縣
37	商丘地區	38	商丘縣	39	上蔡縣	40	嵩縣	41	遂平縣	42	太康縣
43	唐河縣	44	尉氏縣	45	舞鋼市	46	舞陽縣	47	武陟縣	48	西華縣
49	西平縣	50	襄城縣	51	新安縣	52	新蔡縣	53	新鄉市	54	新野縣
55	鄆陵縣	56	鄆城縣	57	宜陽縣	58	虞城縣	59	柘城縣	60	正陽縣
湖北省											
1	崇陽縣	2	大冶縣	3	當陽縣	4	公安縣	5	漢川縣	6	漢陽縣
7	鶴峰縣	8	紅安縣	9	黃岡縣	10	黃陂縣	11	嘉魚縣	12	建始縣
13	江陵縣	14	京山縣	15	荊門市	16	荊州地區	17	來鳳縣	18	麻城縣
19	潛江縣	20	石首縣	21	松滋縣	22	隨州	23	天門縣	24	通山縣
25	武昌縣	26	咸寧縣	27	襄樊市	28	襄陽縣	29	新洲縣	30	宜昌市
31	英山縣	32	應山縣	33	遠安縣	34	雲夢縣	35	鄖西縣	36	枝江縣
37	鐘祥縣	38	竹溪縣	39	秭歸縣						
江蘇省											
1	常熟市	2	常州市	3	大豐縣	4	丹陽縣	5	東海縣	6	阜寧縣
7	贛榆縣	8	高郵縣	9	高作鎮	10	灌雲縣	11	海安縣	12	海門縣
13	邗江縣	14	淮安市	15	江都縣	16	江寧縣	17	江陰市	18	金湖縣
19	金壇縣	20	靖江縣	21	句容縣	22	昆山縣	23	溧水縣	24	溧陽縣
25	連雲港市	26	南京市	27	南通縣	28	啓東縣	29	沙洲縣	30	泗陽縣
31	宿遷市	32	蘇州市	33	太倉縣	34	吳縣	35	武進縣	36	盱眙縣
37	鹽城縣	38	揚中縣	39	揚州市	40	宜興縣	41	張圩鄉		

華中における葬礼

江西省											
1	安福縣	2	安遠縣	3	崇仁縣	4	崇義縣	5	德安縣	6	東鄉縣
7	都昌縣	8	豐城縣	9	贛縣	10	貴溪縣	11	吉水縣	12	金溪縣
13	進賢縣	14	井崗山	15	靖安縣	16	樂安縣	17	樂平縣	18	黎川縣
19	臨川縣	20	南昌縣	21	南城縣	22	南豐縣	23	全南縣	24	鉛山縣
25	瑞昌縣	26	上高縣	27	石城縣	28	銅鼓縣	29	萬安縣	30	武寧縣
31	峽江縣	32	新干縣	33	新建縣	34	新余市	35	信豐縣	36	星子縣
37	修水縣	38	宜豐縣	39	宜黃縣	40	弋陽縣	41	永豐縣	42	永新縣
山東省											
1	安丘縣	2	北園鎮	3	濱州市	4	博興縣	5	長島縣	6	成武縣
7	茌平縣	8	德州市	9	定陶縣	10	東明縣	11	東平縣	12	福山區
13	高唐縣	14	廣饒縣	15	桓台縣	16	濟南市	17	嘉祥縣	18	金鄉縣
19	巨野縣	20	鄧城縣	21	萊蕪市	22	萊西縣	23	萊陽市	24	樂陵縣
25	歷城縣	26	梁山縣	27	聊城地區	28	臨邑縣	29	蓬萊縣	30	平度縣
31	平邑縣	32	平陰縣	33	曲阜市	34	商河縣	35	莘縣	36	壽光縣
37	泗水縣	38	泰安地區	39	台兒莊區	40	滕縣	41	濰坊市	42	新泰市
43	煙台市	44	兗州市	45	陽谷縣	46	沂南縣	47	沂水縣	48	鄆城縣
49	棗莊市	50	招遠縣	51	鄒城市	52	鄒平縣				
浙江省											
1	安吉縣	2	白沙村	3	蒼南縣	4	常山縣	5	慈溪縣	6	台洲地區
7	德清縣	8	定海縣	9	洞頭縣	10	東陽市	11	奉化市	12	富陽鎮
13	海鹽縣	14	湖州市	15	嘉善縣	16	嘉興市	17	椒江市	18	金華市
19	金華縣	20	蘭溪市	21	臨安縣	22	臨海縣	23	寧波市	24	寧海縣
25	磐安縣	26	平湖縣	27	平陽縣	28	浦江縣	29	橋頭鎮	30	青田縣
31	上虞縣	32	嵊縣	33	肅山縣	34	泰順縣	35	天台縣	36	桐廬縣
37	桐鄉縣	38	溫嶺縣	39	武義縣	40	新昌縣	41	義烏縣	42	鄞縣
43	余杭縣	44	雲和縣	45	舟山市						

(地図 1) 対象地域、および対象地点



華中における葬礼

以下の論述では、儀式名を“ ”で、それらに説明を加える際は()で示す。儀式名、地名、中国語文献書名、引用文はいずれも繁体字で表記する。対象地点は省名と地点番号を付記する。

2. “穿壽衣”、“買水”、“淨面”

本章ではそれぞれの風習の内容を紹介する。依拠資料は主に当代地方志であるが、管見の限りで旧志から得られた情報を付記する。⁶

1) 臨終前の“穿壽衣”

“壽衣”は、“老衣”(安徽省合肥市^{安徽 15})、“送老衣”(安徽省長豐縣^{安徽 4}、河南省獲嘉縣^{河南 15}、山東省定陶縣^{山東 9})、“亡衣”(河南省舞鋼市^{河南 45})などとも呼ばれる。⁷ 60歳以上になると長寿を願い、自分自身、或いは息子が棺と共に準備することがある。“壽衣”には、上着、ズボンのほか、靴、靴下、帽子が含まれる。上着、ズボンの枚数は家によって異なるが、奇数枚の所が多い。例えば、江蘇省高郵縣^{江蘇 8}では“五領三腰”と呼ばれ、うち“五領”は、“襯褂(単の上着)”、“棉襖(綿入れの上着)”、“棉袍(綿入れの長衣)”、“罩衫(綿入れの上にはおる単の上着)”、“馬褂(腰までの短い上着)”、“三腰”は、“襯褲(単のズボン)”、“棉褲(綿入れのズボン)”、“罩褲(上ズボン)”である。⁸ また、冥界は寒冷な所であると考えられているため、夏でも冬でも綿入れの衣服を用意する。用いられる色は赤、白、緑、藍色、灰色などで、黒、灰色を忌む所もある。

“穿壽衣”は、“装裹”(河南省鄆城縣^{河南 56})、“装老衣”(河南省唐河縣^{河南 43}、江

⁶ 旧志については、可能な限り『中国方志叢書』等の影印本を用いて対象地点の記述の確認をしているが、未見のものについては、丁世良・趙放『中國地方志民俗資料彙編』に拠る。本書は清代を中心に、一部明代、民国期の地方志から民俗に関する部分を収録している。

⁷ 『合肥市志』1999, 安徽人民出版社, p. 3273。『長豐縣志』1991, 中国文史出版社, p. 644。『獲嘉縣志』1991, 生活・読書・新知 三聯書店, p. 589。『定陶縣志』1999, 齊魯書社, p. 677。『舞鋼市志』1993, 中州古籍出版社, p. 714。

⁸ 『高郵縣志』1990, 江蘇人民出版社, p. 698。

蘇省金湖縣^{江蘇 18}等とも呼ばれる。⁹ これは古来、臨終後に行われるのが規範であったが、当代地方志の記述によると、臨終前に行なわれる地方がある。そこでは、病人が危篤に陥ると急いで準備しておいた“壽衣”に着替えさせる。『海州民俗志』(江蘇省連雲港市)^{江蘇 25}によれば、臨終後に“壽衣”を着せると死者はそれをあの世に着ていくことができないとされ、山東省鄒城市^{山東 51}でも同様に、裸である世に行くことを防ぐためとされている。¹⁰ また、安徽省桐城縣^{安徽 43}、江西省安遠縣^{江西 2}では、臨終前に“壽衣”とは異なる衣に着替えをさせ、臨終後、“壽衣”を着せる。¹¹ 安徽省桐城縣では、臨終時に“上路衣”と呼ばれる衣に着替えさせ、臨終後、入棺前に体を拭いた後、“壽衣”(上衣を 3 枚から 7 枚、下衣を 5 枚から 9 枚)を着せ、“大紅袍”(赤い長衣)を着せて入棺する。¹² 臨終後に“壽衣”を着せる地点では、臨終当日、或いは翌日、或いは入棺前に着替えをさせる。

臨終前に行われる更衣については、『禮記』喪大記に、「徹褻衣，加新衣，體一人」(褻れた衣を取り去り、新しい衣を加える。手足一つに一人がついて新しい衣に着せ換える)という記述が見られる。この危篤時に着せる衣は“死衣”と呼ばれる。この衣は、“沐浴”の際に脱がされ、入棺時に再び着せることはない。『儀禮』、『家禮』には臨終前に衣服の着替えをするという記述は見られない。また管見の限り、清代以前の地方志にも見られない。

2) “買水”

⁹ 『鄒城縣志』1993, 中州古籍出版社, p. 628. 『唐河縣志』1993, 中州古籍出版社, p. 644. 『金湖縣志』1994, 江蘇人民出版社, p. 715.

¹⁰ 『海州民俗志』1991, 江蘇文芸出版社, p. 77. 『鄒城市志』1995, 中国經濟出版社, p. 735.

¹¹ 『桐城縣志』1995, 黄山書社, pp. 754-755. 『安遠縣志』1993, 新華出版社, p. 638.

¹² “上路衣”については、詳しい記述がないが、このように臨終前に“壽衣”とは異なる衣を着せることについては、他地域でも「肌着を換える」(山西省『垣曲縣志』1993, 山西人民出版社, p. 604.)、「単の衣を着せる」(福建省『惠安縣志』1998, 方志出版社, p. 1016.)という地点がある。

華中における葬礼

古礼では、“壽衣”を着せる前に“沐浴”が行なわれる。水や湯で遺体を拭く、或いは洗い清める儀式である。『儀禮』士葬禮では、井戸から汲んだ水で米をとぎ、そのとぎ汁を熱して遺体の髪を洗い、体を布で拭くとされ、『禮記』喪大記でも同様に井戸から汲んだ水で布を使って遺体を洗い、井戸から汲んだ水で粟や黍をといで、そのとぎ汁で髪を洗うとされている。当代地方志によれば、“沐浴”は“淨身”（江西省南豐縣^{江西 22}、新干縣^{江西 32}）、“浴屍”（浙江省常山縣^{浙江 4}）等とも呼ばれる。¹³

“買水”とは、“沐浴”に用いる水に関する風習の一つで、“孝子”（死者の息子）が川や井戸など水辺へ行き、遺体を清めるための水を汲む行為である。“請水”（湖北省建始縣^{湖北 12}、江西省峽江縣^{江西 31}、新余市^{江西 34}）、“起水”（安徽省安慶市^{安徽 2}）等とも呼ばれる。¹⁴ “孝子”は川や井戸の神に拝礼し、香を焚き、硬貨や紙銭を水に投げ入れ、紙銭を焼く。このような一連の行為の後、持参した桶や碗に水を汲み、それを家に持ち帰って、遺体の清めに用いる。

“買水”については、当代地方志のほか、旧志にも記述が確認できた。まず最も早期の資料として、浙江省新昌縣^{浙江 40}の『重修新昌縣志』（萬曆刻本）に、「買淨水湯浴」（浄水を買ひ、湯浴する）とある。¹⁵ 川や井戸へ行き水を汲むという記述はないが、遺体の“沐浴”のために特別な水を買うという行為がすでに明代萬曆年間に存在していたことがわかる。清代の地方志に記述が確認された地点として、江蘇省武進縣^{江蘇 35}、江西省萬安縣^{江西 29}、宜黄縣^{江西 39}の3地点がある。『宜黄縣志』（道光5年刻本）には、「孝子親汲河水沐浴，謂之“長生水”」（“孝子”はみずから川の水を汲み、沐浴する。“長生水”という）とある。また、『萬安縣志』（道光4年刻本）には、「孝子執香紙至水濱乞水以沐尸」（“孝子”は香、紙を持って水辺に行き、水を乞い、その

¹³ 『南豐縣志』1994，中共中央党校出版社，p. 570。『新干縣志』1993，中国世界語出版社，p. 938。『常山縣志』1990，浙江人民出版社，p. 587。

¹⁴ 『建始縣志』1994，湖北辞書出版社，p. 708。『峽江縣志』1995，中共中央党校出版社，p. 188。『新余市志』1993，漢語大詞典出版社，p. 1049。『安慶市志』1997，方志出版社，p. 1697。

¹⁵ 『重修新昌縣志』：天一閣明代方志選刊，1981，上海古籍書店。

水で屍を沐^{あら}う)と記され、『武進、陽湖縣志』(光緒 5 年刻本)には、「投錢于水取以浴,曰“買水浴”,曰“拖三把”(水に錢を投げ、汲んだ水で浴する。“買水浴”、“拖三把”という)とある。¹⁶ 清代の道光から光緒にかけて、“買水”の風習は、江西省、浙江省、江蘇省南部などに広がっていたことがわかる。

“買水”については、ワトスン 1994、ナキヤーン 1994 に儀式が行われる地域についての言及がある。ワトスン 1994(p. 26)は、「南中国では、水はしばしば井戸や小川の神から(本ものの金の、形ばかりの額で)購入された」という。ナキヤーン 1994(p. 67)は、儀式過程の構成要素について、福建省(廈門、福州、近年の台湾)、浙江省には遺体を洗うための“買水”を含む儀式があるとし、華北には“買水”は出てこないという。いずれも儀式が行われる地域が限られていることを指摘しているが、具体的な分布範囲は不明確である。

3) “淨面”

これも遺体の清めと関連するが、入棺の前、又は後に“孝子”、“孝子”の妻、“孝女”(死者の娘)らが綿にしみこませた水や酒で遺体の顔を拭く行為である。入棺後に行われる地方が多いが、入棺前に行く所もある。一般に“淨面”と呼ばれるが、“開光”(湖北省漢陽縣、山東省德州市)、“開臉”(河南省靈寶縣^{河南 20})、“清面”(山東省巨野縣^{山東 19}、鄆城縣^{山東 20})などの呼び名もある。¹⁷

山東省莘縣^{山東 35}では、入棺(通常、死後 2 日目の午後に行なわれる)の後で、“孝子”、“孝女”が新しい綿を清水でぬらし、遺体の顔を拭く。¹⁸ 山東

¹⁶ 『宜黄縣志』: 中国方志叢書・華中地方・第 101 号, p. 121。『萬安縣志』: 『中國地方志民俗資料彙編 華東卷中』, p. 1154。『武進、陽湖縣志』: 『中國地方志民俗資料彙編 華東卷上』, p. 469。

¹⁷ 『漢陽縣志』1989, 武漢出版社, p. 488。『德州市志』1997, 齊魯書社, p. 642。『靈寶縣志』1992, 中州古籍出版社, p. 850。『巨野縣志』1996, 齊魯書社, p. 559。『鄆城縣志』1996, 齊魯書社, p. 591。

¹⁸ 『莘縣志』1997, 齊魯書社, p. 515。

華中における葬礼

省済南市^{山東16}では、遺体を棺に納めた後、綿を酒で濡らして死者の顔を清める。¹⁹ また、“浄面”に用いた水や酒を“孝子”らが飲むという所もある。例えば、河南省上蔡縣^{河南39}や、新蔡縣^{河南52}では、棺に封をする前に綿を水や白酒でしめらせて死者の顔を清め、その水や酒を飲んだ後、棺の周りを一周して死者との永訣をするという。²⁰ 山東省巨野縣^{山東19}、鄆城縣^{山東20}、鄆城市^{山東51}では、“浄面”を行うと同時に鏡を用いて遺体を照らす(“照鏡”と呼ばれる)。²¹ うち鄆城縣では、さらにその鏡を砕き割るが、これは鏡で死者に自分が清潔かどうかを見させるためであるとされている。

3. 民俗地図

本章では、上記の三つの風習、1)臨終前の“穿壽衣”、2)“買水”、3)“浄面”について、それぞれの分布状況を確認する。(地図2)、(地図3)、(地図4)がそれである。

地図化はかなり困難な面がある。まず最も多いのは当該風習に関する記述が地方志にない地点である。これらの地点は * で示した。次に地方志の記述からそれらに相当する風習があると推定されても、呼び名が記されていない場合がある。(地図3)、(地図4)では呼び名の有無及び形式を区別して地図上に記号を割り当てた。

(地図2)において、●は「臨終前の“穿壽衣”」を示す。対象地域の北部、主に長江以北に分布する傾向がある(山東省、河南省東部、安徽省北中部、江蘇省北中部)。但し、江西省永新縣^{江西42}、浙江省嘉興市^{浙江16}など長江以南にも分布している。²² また江西省井崗山^{江西14}、浙江省寧波市^{浙江23}、鄞県^{浙江42}では、いずれも「臨終前に着せることもあれば、死後に着せることもある」と記

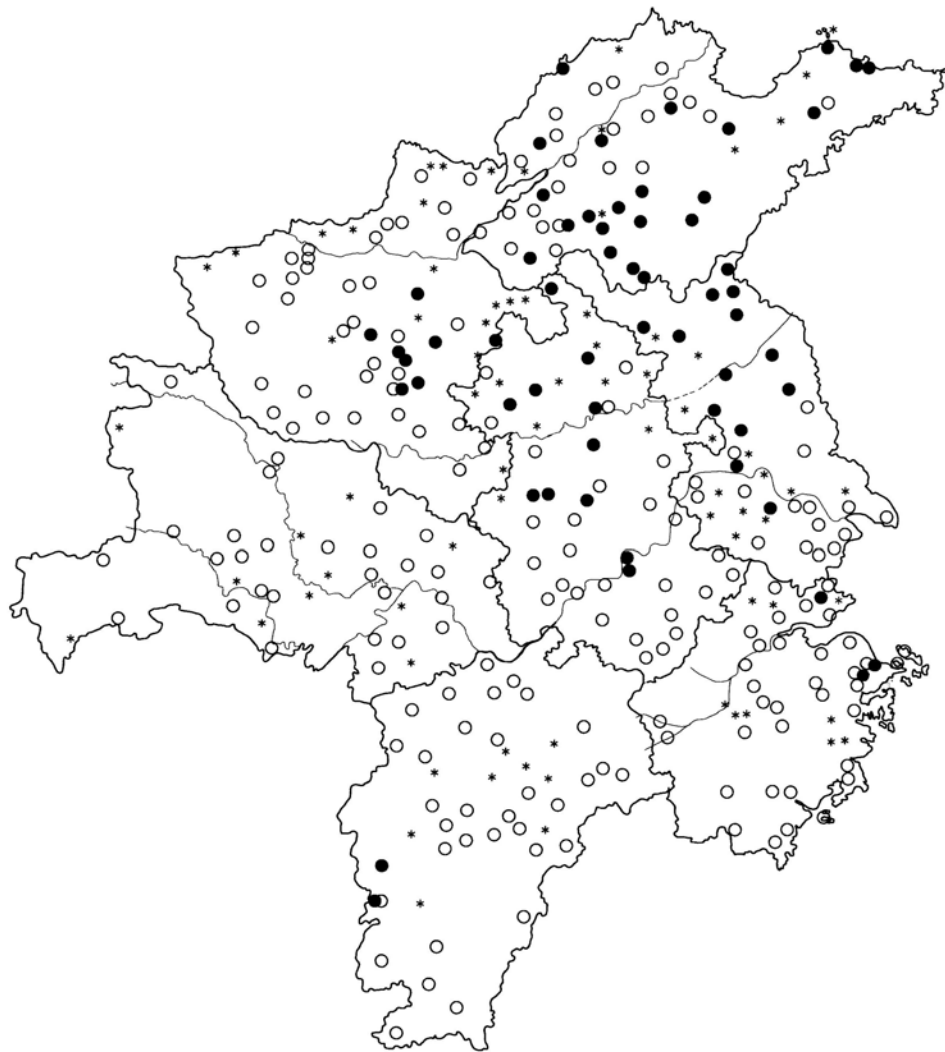
¹⁹ 『済南市志』1997, 中華書局, p. 76。

²⁰ 『上蔡縣志』1995, 生活・読書・新知三聯書店, p. 622。『新蔡縣志』1994, 中州古籍出版社, p. 808。

²¹ 『巨野縣志』前掲注17に同じ。『鄆城縣志』前掲注17に同じ。『鄆城市志』1995, 中国經濟出版社, p. 736。

²² 『永新縣志』1992, 新華出版社, p. 686。『嘉興市志』1997, 中国書藉出版社, p. 1935。

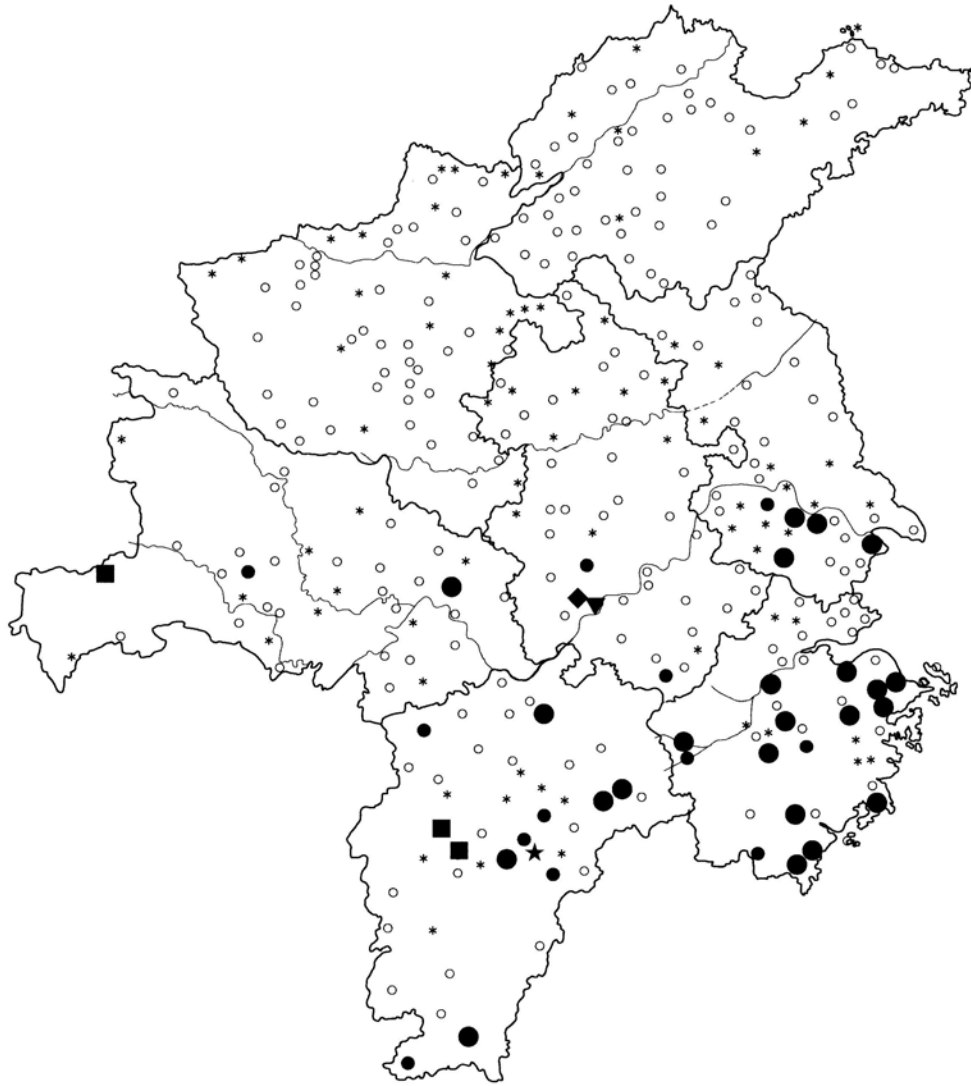
(地図 2) “穿壽衣”



- 臨終前に“穿壽衣”を行なう
- 臨終後、入棺までに“穿壽衣”を行なう
- * 記載なし

華中における葬礼

(地図3) “買水”



● 儀式名の記載はないが“買水”に相当する儀式を行なう可能性がある

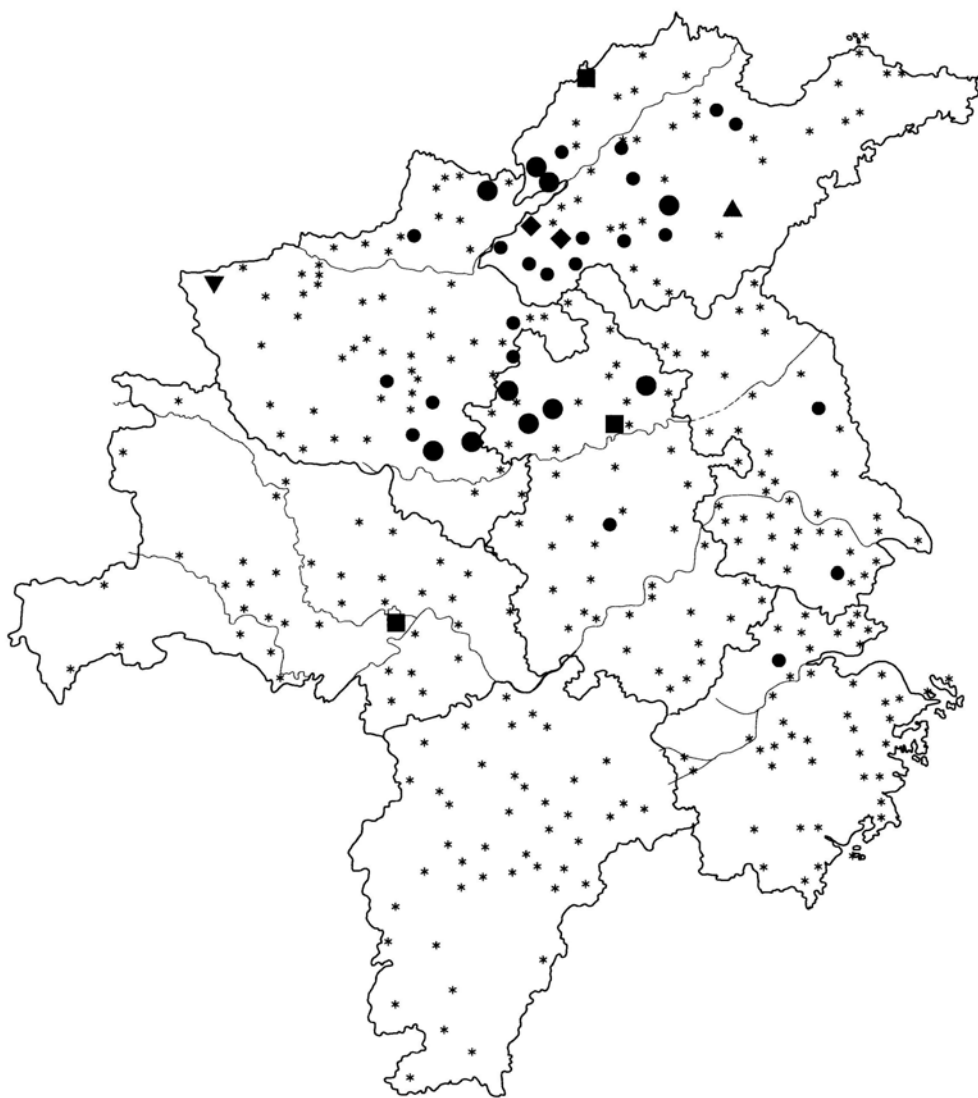
儀式名記載あり ● “買水” ■ “請水” ◆ “取水”

▼ “起水” ★ “長生水”

○ “買水”の記載なし

* “買水”、及び“穿壽衣”について記載なし

(地図 4) “淨面”



- 儀式名の記載はないが、“淨面”に相当する儀式を行う可能性はある
- “淨面” ■ “開光” ◆ “清面”
- ▲ “抹臉” ▼ “開臉”
- * 記載なし

述されていることから ○と●の双方を割り当てた。²³

(地図 3)において、●は“買水”を行なう地点を示す。対象地域の南部、長江以南に分布する傾向が明らかである(安徽省南部、江蘇省南部、江西省中央部から浙江省中南部にかけて)。

(地図 4)において、●は“浄面”を行なう地点を示す。淮河以北に分布する傾向が明らかであるが、江蘇省、浙江省にも分布地点がある。

これら三枚の地図を合わせて見ると、●が現われる地点について、(地図 2)と(地図 4)が類似した傾向を示し、またそれらと(地図 3)はほぼ逆になっていることがわかる。

4. 類型化と解釈

本章では“穿壽衣”、“買水”、“浄面”の三つを時間軸に沿って捉え、儀礼の体系として類型化を試みる。まず対象とした 329 地点のうち 78 地点は、当該地方志に“穿壽衣”、“買水”、“浄面”についての言及がない。残りの 251 地点でみられる類型のうち、最も頻度の高いのは次の三種類である。各行の右端にそれぞれの出現地点数を付記する。²⁴

- | | | | | | | | | |
|-----|----------|---|----------|---|--------|----------|----|---------|
| I | 臨終 | → | (沐浴)・穿壽衣 | → | 入棺 | * 151 地点 | | |
| II | (沐浴)・穿壽衣 | → | 臨終 | → | 入棺 | * 53 地点 | | |
| III | 臨終 | → | 買水 | → | 沐浴・穿壽衣 | → | 入棺 | * 41 地点 |

“浄面”は、I 及び II の類型に現われ、前述のように、入棺後又は入棺の前に行なわれる。“浄面”が行なわれる地点は 41 地点あり、うち類型 I の中で現われる地点が 20、類型 II の中で現われる地点が 15 ある。また 6 地点は“穿壽衣”が行われる時間についての言及が地方志にないので、I、

²³ 『井崗山志』1997, 新華出版社, p. 756. 『寧波市志』1995, 中華書局, p. 2834. 『鄞縣志』1996, 中華書局, p. 1955.

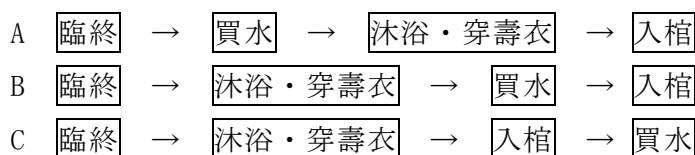
²⁴ ここでは、本稿と関わない儀式(訃報を知らせる“報喪”、土地廟への知らせ“報廟”、弔問を受ける“開吊”など)は省略している。

Ⅱのいずれにも分類不能である。

類型Ⅰは、『儀禮』、『禮記』、『家禮』の古式に則った体系であり、最も頻度が高いが、前述のように、規範から外れた体系が地方志の記述から排除された可能性は常に念頭におく必要がある。類型Ⅱは臨終前に“壽衣”を着せる体系である。

類型Ⅰ、類型Ⅱの中には、“壽衣”を着せる前に“沐浴”をさせるかどうかについて言及のない地方志も少なくない。これは葬礼全体における“淨面”という行為の意味づけに関わる。即ち、もし“沐浴”なしで“壽衣”を着せるのであれば、臨終後、入棺の前後に行われる“淨面”は、その代替行為の役割を担った可能性がある。一方、“沐浴”を経て“壽衣”を着せるのであれば、“淨面”は遺体を洗い、清潔にすることとは異なり、いわばシンボリックな「清め」の役割を担ったのであろう。“沐浴”をした上で、さらに“淨面”もする地点が、類型Ⅰで 5 地点(河南省新蔡縣^{河南 52}、正陽縣^{河南 60}、湖北省漢陽縣^{湖北 6}、江蘇省蘇州市^{江蘇 32}、浙江省臨安縣^{浙江 21})、類型Ⅱで 4 地点(江蘇省鹽城縣^{江蘇 37}、山東省德州市^{山東 8}、濟南市^{山東 16}、平邑縣^{山東 31})ある。²⁵

類型Ⅲは、類型Ⅰに“買水”が加わった体系であるが、この行為をいつ行なうかによって三タイプがみられる。



Aは最も頻度が高い体系で、41 地点中 37 地点でみられる。“買水”して得た水で遺体を清めた後で“壽衣”を着せる。つまりこの儀式的目的は“沐浴”であり、遺体の清めである。

²⁵ 『新蔡縣志』前掲注 20 に同じ。『正陽縣志』1996, 方志出版社, p. 554。『漢陽縣志』前掲注 17 に同じ。『蘇州市志』1995, 江蘇人民出版社, pp. 1166-1167。『臨安縣志』1992, 漢語大詞典出版社, p. 765。『鹽城縣志』, 1993, 江蘇人民出版社, pp. 2666-2667。『德州市志』前掲注 17 に同じ。『濟南市志』前掲注 19, pp. 75-76。『平邑縣志』1997, 齊魯書社, p. 640。

華中における葬礼

Bは江蘇省丹陽縣^{江蘇4}でみられる。ここでは“沐浴”を経て“壽衣”を着せた後で“買水”を行い、それによって得た水で顔を拭く。²⁶ このほか、丹陽縣と近接する江蘇省常州市^{江蘇2}もBパターンと分類されるが、ここでは臨終前に“壽衣”を着せている。²⁷ この2地点における“買水”は、Aパターンとは役割が異なり、それによる「清め」がシンボリックなものとして位置づけられているのであろう。

Cでは入棺の後に“買水”が行われており、その目的はもはや遺体の清めではなく、シンボリックなものとなっている。安徽省休寧縣^{安徽47}では、入棺後に“買水”を行い、その水で遺体の顔を拭く。²⁸ 江西省弋陽縣^{江西40}では、出棺後、墓地への途中で、子女、孫、息子の妻、婿が付近の河に7枚の“買水錢”を投げこみ、壺に水を汲み、その水を棺にかける。²⁹

B、Cでみられる「水で遺体の顔を洗う、拭く」という行為とそれが行なわれる時間は、“淨面”と同じである。このことから、歴史的にみて、B、Cタイプは、北方の“淨面”の影響によってAタイプから変化したものと推定してみたい。“淨面”の分布地域については、(1)広い範囲で行なわれていた“淨面”が、何らかの原因によって北方地域にのみ残り、他地域では行なわれなくなった、(2)北方のみで行なわれていた“淨面”が次第に南方にも伝播、拡散した(長江以南でも江蘇省蘇州市^{江蘇32}と浙江省臨安縣^{浙江21}で報告されることに注意)、という二つの可能性が考えられる。³⁰ 未調査地域が多いため、現状ではいずれか断言できないが、仮に(2)であったとすれば、元は“沐浴”を目的とした“買水”が、北方から伝わった“淨面”の影響によってその役割を変えた可能性がある。つまり名称は“買水”のまま残ったが、その行為の役割は“淨面”と同じくシンボリックなものとなった。

なお、安徽省安慶市^{安徽2}では、“買水”によって得た水で遺体の顔を洗うが、

²⁶ 『丹陽縣志』1992, 江蘇人民出版社, p. 867。

²⁷ 『常州市志』1995, 中国社会科学出版社, p. 792。

²⁸ 『休寧縣志』1990, 安徽教育出版社, p. 588。

²⁹ 『弋陽縣志』1991, 南海出版公司, p. 673。

³⁰ 『蘇州市志』前掲注25に同じ。『臨安縣志』前掲注25に同じ。

その後さらに“沐浴”をして“壽衣”を着せている。³¹ Aタイプとみなしうるが、或いは南の“買水”と北の“淨面”が融合したものかもしれない。

5. 葬礼の変化とその原因

穿壽衣

臨終前の“穿壽衣”は、(地図 2)のように山東省、河南省東部、安徽省北中部、江蘇省北中部に見られる。

“穿壽衣”を行なう時期に変化をもたらした要因として、仏教の影響とする説がある。例えば、『泰安縣志』(民国 18 年鉛印本)に以下の記述がある。³²

病篤, 遷居正寢明間。不絕氣, 將衣裳穿齊, 以俟其終, 謂穿遲即無濟。此佛氏之說, 與古禮不合。

(危篤になると、居室の正室の外に直接通じる部屋に遷す。臨終前に衣裳を着せ整えて、その終わりを待つ。着せるのが遅れると救われないという。これは仏氏の説であり、古礼とは合致しない。)

臨終前の着替えが「古禮」とは合致せず、その理由を「謂穿遲即無濟」としている。清代の『茌平縣志』(康熙 49 年刻本)には、「士大夫家不用浮屠, 鄉民不用者十之一二」(士大夫の家では僧を用いず、民間では用いない者は十のうち一、二である)との記述があり、庶民の葬礼には仏教が普及していたことが窺える。³³ また、『遂平縣志』(乾隆 24 年刻本)には、「士紳家用文公《家禮》, 僧道齋醮」(士紳家では文公『家禮』によって行ない、僧、道士が加持祈祷をする)、『江陰縣志』(道光 20 年刻本)には「喪禮用音樂, 尚浮屠」(喪礼には音楽を用い、僧を尊ぶ)とあり、士大夫の家でも『家禮』に拠るだけでなく、仏教が儀礼にかかわっているようである。

³¹ 『安慶市志』前掲注 14 に同じ。

³² 『泰安縣志』: 『中國地方志民俗資料彙編 華東卷上』, p. 275。

³³ 『茌平縣志』: 中国方志叢書・華北地方・第 371 号, p. 113。

華中における葬礼

³⁴ しかし、いずれも臨終前に着替えを行うという記述は見られない。上掲の民国 18 年『泰安縣志』とは年代差があり、その間に仏教の影響力が拡大し、“壽衣”を着せる時期が変化したという可能性はあるが、現在のところ断言はできない。

また、臨終前の衣の着替えについては、前述のように『禮記』喪大記に「徹褻衣，加新衣，體一人」という記述がある。当代地方志では、臨終前に“壽衣”とは異なる衣への着替えをするという地点が 2 地点確認できた（安徽省桐城縣^{安徽 43}、江西省安遠縣^{江西 2}）。³⁵ 古礼では臨終前後に二度行なわれていた更衣の儀式が、形を変え、“壽衣”への着替えとして、地域によっては臨終前に、また地域によっては臨終後に行なわれるようになった可能性がある。二度の更衣が行なわれている地点では古礼が継承されたと見ることができる。しかし、現在のところ地点数も少なく、管見の限り、清代以前の地方志にも「臨終前に着替えをさせる」という記述は見られない。

買水

“買水”の習俗が形成された要因について、いくつかの可能性を挙げてみたい。

一つは“孝子”が父母への孝養を示すためという可能性である。地方志には、“買水”の際、“孝子”が破れた傘をかぶる、或いは付添人が傘をさしかけて水辺へ行く地点が見られる。対象地域の南部及び中部（安徽省、江蘇省、江西省、浙江省）では、傘は“孝子”が“報喪”（親族に死を知らせる）に行く際に用いられる。³⁶ 江蘇省啓東縣^{江蘇 28}では父母の在世中は、大きな傘のような父母に護られているが、亡くなるとその庇護を受けることができず、訃報を知らせに行く“孝子”は晴雨にかかわらず傘を持って行く

³⁴ 『遂平縣志』：『中國地方志民俗資料彙編 中南卷上』，p. 222。『江陰縣志』：『中國地方志民俗資料彙編 華東卷上』，p. 457。

³⁵ 『桐城縣志』前掲注 11 に同じ。『安遠縣志』前掲注 11 に同じ。

³⁶ “報喪”の際、傘を用いる地点は以下の通り：安徽省休寧縣^{安徽 47}、江蘇省海門縣^{江蘇 12}、啓東縣^{江蘇 28}、太倉縣^{江蘇 33}、江西省崇義縣^{江西 4}、浙江省德清縣^{浙江 7}、定海縣^{浙江 8}、嘉善縣^{浙江 15}、臨安縣^{浙江 21}、寧波市^{浙江 23}、上虞縣^{浙江 31}、桐廬縣^{浙江 36}、鄞縣^{浙江 42}、雲和縣^{浙江 44}、舟山市^{浙江 45}。

とされる。³⁷ “買水”は“孝子”自らが死者の清め、或いは祓いのために水を汲みに行く儀式であり、父母への孝養を象徴的に示す機会となる。

二つめは水の力に対する信仰である。対象地域南部は川、湖、海に恵まれ、降水量も多く、農業生産の中心は稲作で、北部は小麦、雑穀、綿花、果物などの畑作地帯である。民俗は水の影響を非常に大きく受け、人々の生活、農業生産と水の関係は深い。“買水”は、川や井戸などの水を司る神に対して礼を尽くし、香や紙銭、硬貨を供物として捧げ、水を汲む儀式である。例えば、^{浙江 30}浙江省青田縣では“孝子”が水辺で“海龍王”から水を買ひ、^{江蘇 17}江蘇省江陰市、^{江西 2}江西省安遠縣、^{江西 10}貴溪縣などでは“河神”を拝して水を買っている。³⁸ “買水”には生産、すなわち生活を支える水、及び水を司る神に対する信仰があり、その水の力を死者の清め、或いは祓いに用いようとするのではないだろうか。

“買水”して汲んだ水による清めや祓いについて、向柏松 1999 は特別な価値を持つ水を用いて行われる信仰上の意味を指摘し、西岡弘 2002 は水による祓いの効用を挙げている。また、当代地方志を見ると、江蘇省『宜興縣志』、浙江省『常山縣志』、『泰順縣志』等に“買水”して汲んだ水を使った沐浴、清拭に定まった形式があると記載されている。³⁹ これは第 4 章で述べたシンボリックな清めとも関わる。定型的な形式動作は、その目的が遺体を洗い、清拭することではなく、水を司る神から買った特別な水を用いて遺体を清める、或いは祓いをすることにあると思われる。また、江西省『安遠縣志』には、「水にヨモギを加えて加熱した後、葬儀の手伝いをする人に渡し、胸を 3 回、背を 4 回擦り、“壽衣”に着替えさせる」

³⁷ 『啓東縣志』1993, 中華書局, p. 1021。

³⁸ 『青田縣志』1990, 浙江人民出版社, p. 670。『江陰市志』1992, 上海人民出版社, p. 1167。『安遠縣志』前掲注 11 に同じ。『貴溪縣志』1996, 中国科学技术出版社, p. 1078。

³⁹ “買水”による沐浴、清拭について、「沐浴、洗顔をし、形式的に 3 回髪を梳く」（『宜興縣志』1990, 上海人民出版社, p. 779）、「死者の頭、体、足を 3 度拭き洗う」（『常山縣志』前掲注 13 に同じ）、「象徴的に胸を 3 回、背中を 4 回拭く」（『泰順縣志』1998, 浙江人民出版社, p. 724）とある。

華中における葬礼

とある。⁴⁰ ヨモギは邪気を祓うものと考えられており、その葉を“買水”して汲んできた水に加えるということで、特別な水にさらに力を加え、邪気祓いをするということであろう。⁴¹

三つめは少数民族の風俗の影響である。“買水”は漢民族だけでなく、少数民族の葬礼の中でも行われている。壮族では、死後、“孝男”（死者の息子）が哭しながら川辺へ行き、硬貨を川へ投げ入れて水を汲む。持ち帰った水は熱して、ブントヤやミカンの葉を加え、“孝男”、“孝女”（死者の娘）が遺体の“沐浴”をする。⁴² 畚族では“買水”といい、“孝子”が川辺に行き、紙銭を焼いて、死者を洗う水を汲んで帰る。⁴³ その他、仫佬族、苗族、瑤族でも遺体を洗うための水を井戸や川に汲みに行く儀式を行なう。これらの少数民族は福建省、広西壮族自治区、広東省、湖南省、江西省、雲南省、浙江省等に多く分布しており、影響を確認するためには、さらに対象地域の西方、南方の状況を見ていく必要があるだろう。

[参考文献]

- スーザン・ナキヤーン 1994「華北の葬礼 -画一性と多様性-」,ワトソン,ロ
ウスキ編, 西脇常記他訳『中国の死の儀礼』所収,平凡社。
- ジェイムズ・L・ワトソン 1994「中国の葬儀の構造 -基本の型・儀式の手順・
実施の優位-」,前掲『中国の死の儀礼』所収。
- 小島毅 1996『中国近世における礼の言説』,東京大学出版会。
- 西岡弘 2002『中国古代の葬禮と文學 改訂版』,汲古書院,(初版 1970,三光社
出版)。
- 丁世良・趙放 1992『中国地方志民俗資料彙編 華東卷上』,書目文献出版社。

⁴⁰ 『安遠縣志』前掲注 11 に同じ。

⁴¹ 葬礼以外でも、ヨモギは、邪気を祓うものとして用いられる。生後 3 日目にヨモギを煮出して作った湯（“艾子水”という）で新生児に“沐浴”をさせたり、端午の節句に“艾酒”というヨモギの葉を浸した酒を飲んで邪気を祓う。

⁴² 梁庭望編著 1987『壮族風俗志』,中央民族学院出版社, pp. 63-64。

⁴³ 施聯朱編著 1989『畚族風俗志』,中央民族学院出版社, p. 145。

丁世良・趙放 1992 『中國地方志民俗資料彙編 華東卷中』，書目文獻出版社。

丁世良・趙放 1990 『中國地方志民俗資料彙編 中南卷上』，書目文獻出版社。

向柏松 1996 『中国水崇拜』，上海三聯書店。

朱傑人・嚴佐之・劉永翔 2002 『朱子全書 第七冊』，上海古籍出版社。

唐祈・彭維金主編 1988 『中華民族風俗辭典』，江西教育出版社。

葉大兵・烏丙安 1990 『中國風俗辭典』，上海辭書出版社。

Patricia Buckley Ebrey, 1991. *Chu Hsi's family rituals : a twelfth-century Chinese manual for the performance of cappings, weddings, funerals, and ancestral rites*, Princeton University Press.

Willem A.Grootaers, Li Shih-yu and Wang Fu-shih, 1951. Rural Temples around Hsüan-hua (South Chahar): Their Iconography and Their History, *Folklore studies*, VOL.X.